

(平成24年6月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

旭川国民年金 事案639

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

昭和45年4月頃、当時、Aに勤務していた夫の同僚の奥さんに国民年金の加入を勧められ、B市役所において国民年金に任意加入した。

申立期間の国民年金保険料については、昭和50年6月20日に市内の金融機関で納付しており、当該領収書を所持している。

平成20年に社会保険事務所（当時）において年金記録を確認したところ、申立期間の納付記録が無かった。

社会保険事務所では、私が所持している領収書は、B市発行の国民年金保険料納入通知書兼領収証書であるが、国民年金保険料を納付した当時、当該納入通知書では、申立期間の保険料を納付できなかったため、B市から申立期間の保険料について、還付されているとしている。

しかし、私は、国民年金保険料の還付を受けておらず、申立期間の保険料を納付していることから、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間が3か月と短期間である上、申立期間を除き、国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納が無いことから、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立期間の国民年金保険料について、B市から管轄の社会保険事務所（当時）に対し、現年度納付として検認報告された後に取り消されているが、申立期間の保険料を還付した記録は確認できない。

さらに、B市の国民年金被保険者名簿も既に廃棄されていることから、申立期間の国民年金保険料を還付した記録は確認できない。

加えて、申立期間以前ではあるが、申立人の国民年金手帳の印紙検認記録及び同手帳に貼付されている納入通知書兼領収証書によると、B市における国民年金保険料の検認日が、金融機関における保険料の領収日よりも前となっていることから、日付が一致しておらず、B市の検認事務に不自然な点が認められる。

その上、B市の国民年金被保険者名簿と管轄の社会保険事務所の国民年金被保険者台帳は、原則として、年1回、納付記録を照合することになっているが、申立人の申立期間に係る納付記録については、照合が行われておらず、申立期間当時、B市及び管轄の社会保険事務所において、申立人の納付記録が適切に管理されていなかった状況がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月30日は26万3,000円、同年12月26日は48万2,000円、16年6月30日は25万5,000円、同年12月27日は48万2,000円、17年6月30日は25万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①から⑤までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年 6月30日
② 平成15年12月26日
③ 平成16年 6月30日
④ 平成16年12月27日
⑤ 平成17年 6月30日

A株式会社に勤務していた当時、賞与が支給されていたのに、国（厚生労働省）の記録では標準賞与額の記録が無い期間がある。

当時の賞与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間について標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A株式会社においては、申立期間当時、申立期間に係る標準賞与額の届出が確認できないが、複数の同僚が、同社では申立期間①から⑤までにおいて、賞与を支給し、同賞与から厚生年金保険料を控除していたと供述している。

また、上記同僚のうちの一人は、申立期間①から⑤までに係る賞与明細書を所持している上、同明細書から、当該同僚は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において、夏は給与支給額の2か月分、冬は給

与支給額の3か月分の賞与の支払いを受けていたと主張しているところ、B市から提出のあった市民税・都道府県民税所得課税証明書（以下「課税証明書」という。）によると、課税証明書に記載されている申立人の給与支払金額は、平成15年、16年及び17年において、オンライン記録にある申立人の標準報酬月額から推計される給与支払額に、その主張する賞与額を加えた額とほぼ一致することが確認できる。

加えて、課税証明書に記載されている申立人の社会保険料控除額は、平成15年、16年及び17年において、オンライン記録にある申立人の標準報酬月額から推計される社会保険料に、その主張する賞与額に相当する社会保険料を加えた額とほぼ一致することが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑤までにおいて、A株式会社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①から⑤までに係る標準賞与額については、申立人に係る課税証明書から推計される厚生年金保険料控除額から、申立期間①は26万3,000円、申立期間②は48万2,000円、申立期間③は25万5,000円、申立期間④は48万2,000円、申立期間⑤は25万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は平成24年1月*日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主と連絡が取れないことから回答を得ることができないが、申立期間において申立人と同様に同社から賞与を受けたとする複数の同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月30日は28万6,000円、同年12月26日は57万円、16年6月30日は28万2,000円、同年12月27日は57万円、17年6月30日は28万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①から⑤までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年 6月30日
② 平成15年12月26日
③ 平成16年 6月30日
④ 平成16年12月27日
⑤ 平成17年 6月30日

A株式会社に勤務していた当時、賞与が支給されていたのに、国（厚生労働省）の記録では、標準賞与額の記録が無い期間がある。

平成15年の賞与から厚生年金保険料が控除されることについて会社から説明があり、当時の賞与から控除されていたと記憶している。

申立期間について標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A株式会社においては、申立期間当時、申立期間に係る標準賞与額の届出が確認できないが、複数の同僚が、同社では申立期間①から⑤までにおいて、賞与を支給し、同賞与から厚生年金保険料を控除していたと供述している。

また、上記同僚のうち一人は、申立期間①から⑤までに係る賞与明細書を所持している上、同明細書から、当該同僚は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において、賞与の支給額は、前述の賞与明細書を所持していた同僚とほぼ同じ額であったと主張しているところ、B市から提出のあった市民税・都道府県民税所得課税証明書(以下「課税証明書」という。)によると、課税証明書に記載されている申立人の給与支払金額は、平成15年、16年及び17年において、オンライン記録にある申立人の標準報酬月額から推計される給与支払額に、その主張する賞与額を加えた額とほぼ一致することが確認できる。

加えて、課税証明書に記載されている申立人の社会保険料控除額は、平成15年、16年及び17年において、オンライン記録にある申立人の標準報酬月額から推計される社会保険料控除料に、その主張する賞与額に相当する社会保険料を加えた額とほぼ一致することが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑤までにおいて、A株式会社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①から⑤までに係る標準賞与額については、申立人に係る課税証明書から推計される厚生年金保険料控除額から、申立期間①は28万6,000円、申立期間②は57万円、申立期間③は28万2,000円、申立期間④は57万円、申立期間⑤は28万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は平成24年1月*日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主と連絡が取れないことから回答を得ることができないが、申立期間において申立人と同様に同社から賞与を受けたとする複数の同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

旭川国民年金 事案 640

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年2月から平成元年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月から平成元年3月まで

昭和63年2月から平成元年3月まで、元夫が病気で働けなくなり失業したため、国民年金保険料の免除を申請し、同保険料が免除となった。

年金記録を確認したところ、申立期間は、国民年金保険料の未納期間となっていた。

申立期間について、国民年金保険料の免除申請をしたのは間違いなく、また、当時、世帯収入が減少したことから、子供の幼稚園の保育料が下がり、差額が戻ってきたことを覚えている。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元夫の厚生年金保険被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間当時、世帯収入が減少した状況はうかがえる。

しかしながら、A市では、幼稚園の保育料に対する補助決定基準と国民年金保険料の免除基準は異なることから、申立人の幼稚園の保育料が減額となったとしても、国民年金保険料が免除になったとは判断できない。

また、申立人は、申立期間のほかに、国民年金保険料の未納期間が5回、計58か月ある上、オンライン記録によると、申立人の元夫も申立期間について、保険料が未納となっている。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間について、当初、第3号被保険者として記録されていたが、申立期間より後の平成元年5月15日に第1号被保険者に変更処理されており、この時点においては、保険料の免除申請手続を行うことはできない。

加えて、申立人は、申立期間について、国民年金保険の第1号被保険者であ

り、保険料の免除申請を行ったと主張する一方、同期間の一部について、厚生年金保険の被保険者であったと主張しており、申立人の記憶は明確ではない。

その上、申立人が申立期間について保険料の納付を免除され得る状況にあったことを示す関連資料や免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。